

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和4年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	【概要】 地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例により、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。 【内容】 ①被保険者の把握 ②被保険者の所得情報等課税資料の収集、調査 ③課税資料に基づく税額決定、更正等 ④納税通知書等による税額通知
③システムの名称	①宛名・納付システム ②国民健康保険賦課システム ③国民健康保険資格システム ④団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条 別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二29の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 収納対策室 Tel:0554-43-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	都留市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。	都留市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月30日	③システムの名称	①国民健康保険税システム ②国民健康保険資格システム ③宛名管理システム ④中間サーバ	①Acrocity行政基本システム ②Acrocity国民健康保険税システム ③Acrocity国民健康保険資格システム ④番号連携サーバ ⑤中間サーバ	事後	
令和1年6月30日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条 別表第1(第16項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条 別表第16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年6月30日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2(第29項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2(第27項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第29の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和1年6月30日	②所属長の役職名	税務課長 重森 雅貴	税務課長	事後	
令和4年1月4日	③システムの名称	①Acrocity行政基本システム ②Acrocity国民健康保険税システム ③Acrocity国民健康保険資格システム ④番号連携サーバ ⑤中間サーバ	①宛名・納付システム ②国民健康賦課システム ③国民健康保険資格システム ④団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	特定個人情報ファイル名	行政基本情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル	被保険者情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	